

第6回未来を拓くパートナーシップ構築推進会議

議事要旨

(開催要領)

1. 開催日時： 令和7年2月21日（金）17：30～18：00
2. 場 所： 官邸2階小ホール
3. 出席者：

主宰	赤 澤 亮 正	内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
主宰	武 藤 容 治	経済産業大臣
構成員	青 木 一 彦	内閣官房副長官
同	鰐 淵 洋 子	厚生労働副大臣（代理出席）
同	古 川 康	国土交通副大臣（代理出席）
同	山 本 佐知子	農林水産大臣政務官（代理出席）
同	十 倉 雅 和	日本経済団体連合会会長
同	小 林 健	日本商工会議所会頭
同	芳 野 友 子	日本労働組合総連合会会長
臨時議員	矢 田 稚 子	内閣総理大臣補佐官
同	古 谷 一 之	公正取引委員会委員長

(議事次第)

1. 開会
2. 議事
 - (1) パートナーシップ構築宣言等の取組状況のフォローアップ
 - (2) 大企業と中小企業の共存共栄に向けた取組（付加価値向上・取引適正化等）
3. 閉会

(資料)

資料 1 内閣府・中小企業庁 提出資料

資料 2 - 1 経済産業省 提出資料

資料 2 - 2 パートナーシップ構築宣言公表要領改正案

資料 2 - 3 宣言の取組状況調査等

資料 3 公正取引委員会 提出資料

資料 4 日本経済団体連合会 提出資料

資料 5 日本商工会議所 提出資料

資料 6 日本労働組合総連合会 提出資料

(概要)

○赤澤内閣府特命担当大臣 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、第6回「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」を開催いたします。

まず、私から資料1を御説明いたします。

1 ページ目を御覧ください。物価上昇を上回る賃上げを実現・定着するためには、価格転嫁等の取引適正化を推進することが必要です。

発注企業が自ら取引先企業との共存共栄を図ることを宣言する「パートナーシップ構築宣言」は、そのための環境整備に向けた取組の一つです。

パートナーシップ構築宣言を行った企業数は1月末で約5万9000社でしたが、ちょうど昨日、2月19日に6万社を超えました。宣言を行った企業は未宣言の企業よりも価格交渉・転嫁の効果が良好であるという実績も出ています。

2 ページ目を御覧ください。昨年度から多くの業界団体や商工会議所の御協力を賜り、幅広い業種や地域における宣言の拡大に取り組んでまいりました。右の欄の「今後の更なる取組」でお示しているように、引き続きこれらの対応を強化してまいります。

3 ページ目を御覧ください。昨年度からの取組に加え、今後、新たに3点の取組を進めてまいります。

1点目、多くの取引先を抱える大企業への宣言拡大は特に重要でございます。この5年間で宣言企業は増加してきたものの、大企業全体に占める割合は22%強にとどまっていることから、大企業の宣言を促す取組を強化してまいります。

4 ページ目を御覧ください。2点目です。重層的なサプライチェーンにおいては、取引階層が深くなるほど価格転嫁率は低くなるという実態を踏まえ、宣言において2次以降の下請も視野に入れた取組を強化してまいります。

3点目、宣言公表の取りやめ要件の明確化等により、宣言の実効性の確保・向上に取り組んでまいります。この点については、武藤大臣からも御説明をお願いいたします。

私からの説明は以上です。本日御出席の皆様からも、今年度、そして来年度の取組について御発言をお願いいたします。

それでは、最初に武藤経済産業大臣から御発言をお願いいたします。

○武藤経済産業大臣 ありがとうございます。

資料2-1を見ていただきたいと思います。持続的な賃上げの実現に向けては、取引適正化の促進が鍵となります。重要性が高まっているパートナーシップ構築宣言の実効性向上に向けた取組を2点御紹介申し上げます。

まず、1スライド目ではありますが、宣言の公表要領の改正についてです。企業自らが宣言した内容をしっかりと遵守していただくその意識を高めることが重要と考えております。そのため、宣誓内容の遵守に疑義が生じ、企業が十分な説明を行えない場合には、掲載を取りやめていただくこととします。また、宣言取りやめの条件につきましては、企業のかたが分かりやすいよう明確化をさせていただきます。さらに、取りやめ後、再度宣言するまでに適切に対応できているかを業所管省庁で確認することとします。

2つ目のスライドを開けてください。宣言の取組状況調査の結果についてです。宣言企業の取組状況については、価格協議、価格転嫁とも昨年度と同様の水準となっております。引き続き率先して適切な価格転嫁を実現していただくようお願いいたします。また、型取引について、下請振興法の振興基準で問題となり得る行為を指摘された宣言企業も一定数存在いたしました。今月、この調査結果を宣言企業へ送付し、改善への働きかけを行っております。

3スライド目ですが、経済産業省では、今国会に下請振興法の改正案を提出することを検討しています。複数の取引段階にある事業者による振興事業計画を支援対象に追加し、直接の取引先との関係のみならず、サプライチェーン全体での取引適正化を促します。また、国及び地方公共団体の責務、連携強化を新たに規定し、全国津々浦々の価格転嫁を推進します。さらに、企業に対してより具体的な措置を示して改善を促す「勧奨」を追加し、価格転嫁・取引適正化の実効性を高めてまいります。

このように、経済産業省としても宣言の実効性の向上、取引適正化に向けて引き続き取り組んでまいります。経済界の皆様におかれましても、宣言の着実な履行や高水準の価格転嫁などに率先して取り組んでいただくようお願いいたします。

以上です。

○赤澤内閣府特命担当大臣 ありがとうございました。

次に、古谷公正取引委員会委員長からお願いいたします。

○古谷公正取引委員会委員長 公正取引委員会としましても、中小企業をはじめとして賃上げ原資を確保するために円滑な価格転嫁を進めていくことが重要であると考えております。

そのため、一昨年11月に策定・公表いたしました「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」について、その認知度をさらに引き上げて、指針に沿った価格協議・交渉が進められるように、その周知徹底の取組を強化いたしますとともに、下請法違反事案に厳正に対処するなど、引き続き適正な取引環境の整備に取り組んでまいりたいと

考えております。

さらに、資料3ということで下請法改正の検討状況の資料をお配りしてございますが、適切な価格転嫁を我が国の新たな商慣習としてサプライチェーン全体で定着させていくために、今国会に下請代金法の改正法案を提出する予定でおります。この改正法案には、資料3に詳細は書いてございますが、協議に応じない一方的な価格決定の禁止、それから手形払いの禁止、それから運送委託取引を規制対象に追加することなどを規定する方向で、現在、検討を進めているところでございます。

私からは以上でございます。

○赤澤内閣府特命担当大臣 ありがとうございます。

次に、鰐淵厚生労働副大臣からお願いいたします。

○鰐淵厚生労働副大臣 厚生労働省の取組状況を御報告いたします。資料はございません。

サプライチェーン全体での付加価値向上や取引適正化を推進することは極めて重要と認識しており、私も東京、大阪、福岡の地方版政労使会議で適正な価格転嫁を訴えてまいりました。

厚生労働省では、所管するビルメンテナンス、医薬品製造、小売等の関係団体に対しまして、パートナーシップ構築宣言への協力を要請しております。1月31日時点で3,165社におきまして宣言が公表されております。特にビルメンテナンス業につきましては、価格交渉に関する実態調査を実施、12月11日時点で約6割の事業者が指針に沿って価格交渉を行い、そのうち約8割で成果があったという結果が得られております。

引き続き、関係団体と協力して強力に取り組んでまいります。

○赤澤内閣府特命担当大臣 ありがとうございます。

次に、古川国土交通副大臣からお願いいたします。

○古川国土交通副大臣 国土交通省におきましては、大企業と中小企業の共存共栄に向けまして、パートナーシップ構築宣言を拡大すべく働きかけを行ってまいりました。

その結果、宣言企業数は直近の約1年間で、建設業界で約3,800社増えました。累計で約7,800社となっております。また、トラック運送業界では約1,000社増え、累計で約1,600社になりました。引き続き、宣言企業の増加に向けてしっかりと働きかけを行ってまいります。

加えまして、建設分野では、13年連続の引上げとなりました公共工事設計労務単価に基づきまして適正な公共工事の発注を行いますとともに、改正建設業法に基づき作成いたしました価格転嫁協議ルールにより、適切な価格転嫁が行われるよう、周知徹底を図ってまいります。

また、物流分野におきましては、標準的運賃の活用拡大を目指し、その周知徹底を図りますほか、物流改正法に基づきまして契約内容の明確化や多重構造の是正に取り組み、実運送事業者が適正運賃を収受できる環境の整備をしっかりと進めてまいります。

その上で、これらの取組の実効性を確保するため、トラック・物流Gメンや建設Gメンの現地調査や是正指導を強化してまいります。

以上であります。

○赤澤内閣府特命担当大臣 ありがとうございます。

次に、山本農林水産大臣政務官から御発言をお願いします。

○山本農林水産大臣政務官 農林水産省では、パートナーシップ構築宣言のさらなる拡大に向けて関係業界に対して働きかけを行っています。

前回、一昨年12月の会議以降、食品産業ではおよそ2,000の企業から追加で宣言をいただき、累計で約5,800社に宣言いただきました。また、一昨日19日には、江藤農林水産大臣から食品産業界の主要企業に対し、価格転嫁と取引適正化に関する一層の取組を要請したところです。

このほか、今通常国会に、コストを考慮した価格形成を推進し、コスト割れの取引を抑止するとともに、食品産業の付加価値向上の取組を促進することを目的とする食料システム法を提出することとしています。

農林水産省としては、こうした取組を通じて関係業界の付加価値向上と取引適正化に向けた取組をさらに強化してまいります。

以上であります。

○赤澤内閣府特命担当大臣 ありがとうございます。

続いて、経済界、労働界を代表する皆様から御発言をお願いいたします。

最初に、経団連の十倉会長から御発言をお願いいたします。

○十倉日本経済団体連合会会長 経団連は、大企業から中小企業までを含むサプライチェーン全体の共存共栄関係の構築が構造的な賃上げやサステナブルな資本主義の実現に不可欠であると認識しております。このため、会員企業に対しましてパートナーシップ構築宣言の周知徹底を行ってまいりました。

資料4の1ページ目を御覧ください。最近の取り組みとして、昨年5月、経団連の全ての会員企業が遵守する企業行動憲章を改定し、「パートナーシップ構築宣言に基づき、サプライチェーン全体の共存共栄を図る」と明記いたしました。

加えて、憲章の実行の手引きも改訂し、取引の適正化をソーシャル・ノルム（社会的規範）として定着させることを目指しております。

本年1月16日には、経団連、日本商工会議所、経済同友会の経済3団体による共同要請を公表いたしました。この要請では、価格転嫁の商習慣の定着、宣言の趣旨の徹底と実行、未宣言企業への参画を呼びかけました。

加えて、1月21日には、本年度の春季労使交渉の基本指針である2025年版経労委報告を公表し、宣言企業の拡大と実効性の確保・向上、「労務費の適正な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知、中小企業団体との連携強化を通じた価格転嫁の好事例の展開を推進する方針を示しました。

2 ページ目を御覧ください。これらの取り組みの結果、本年 1 月 31 日時点での会員企業の宣言数は 989 社、宣言率は 62% に達し、前回会議の 2023 年 12 月時点の 790 社、51% から着実に増加しております。

特に資本金 1000 億以上では 95%、資本金 100 億円以上の企業の宣言率は 89%、資本金 10 億円以上では 79% に達し、会員企業で上場している宣言済みの企業の時価総額は東京証券取引所における時価総額の約 96% を占めるなど、サプライチェーンの中核を構成する大企業が積極的に宣言したことが分かります。

その一方で、我が国の商取引は大企業対中小企業だけではございません。中小企業同士、企業と消費者間など、大企業から中小企業といった単純なサプライチェーンに連なっているものではないものも多く占めています。

こうした現状も踏まえてソーシャル・ノルム化を進める必要があると思います。サプライチェーン全体の共存共栄は、パートナーシップ構築宣言に基づき、商取引全体で図る必要があると考えています。

その意味で、3 ページ目を御覧ください。業界団体別の宣言率の表を示しているとおり、業種により宣言の公表状況にかなりの差がございます。

製造業はおおむね高いのですが、非製造業のところを見ていただきますと、かなり低いところも見受けられますので、所轄官庁から業界団体への指導を通じた宣言の促進をお願いしたいと存じます。経団連といたしましても、業界団体を通じた働きかけを行ってまいります。

最後に、経団連として宣言企業のさらなる拡大や宣言済み企業による実効性の確保、価格転嫁を通じた取引の適正化と構造的な賃上げの実現に向けて尽力してまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

○赤澤内閣府特命担当大臣 ありがとうございます。

次に、日商の小林会頭からお願いいたします。

○小林日本商工会議所会頭 日商会頭の小林でございます。

今、皆様からいろいろ進捗をお伺いしましたが、私ども中小企業団体の立場から申しますと、価格転嫁はいまだ道半ばの状況であると言わざるを得ません。

我々の調査では、資料 5 の 1 ページ目のとおり、価格協議ができているという企業割合は 74% と、進捗しておりますが、4 割以上価格転嫁ができている企業は約 52% と半分であります。さらに、サプライチェーンにおいては、先ほどもお話がありましたように取引階層が深くなるほど価格転嫁が進んでいないという事実も明らかになっております。

パートナーシップ構築宣言企業数の拡大を推進しておりますが、様々な課題がございます。

第 1 に、宣言の認知不足であります。発注者が宣言を知らないケースも多い。粘り強くこの制度の周知と趣旨の理解浸透が必要だと思っております。

2つ目は、中小企業の参画であります。受注者でもあり、また、発注者でもあるという中小企業は非常に多いです。価格転嫁を十分受けられていない中で、転嫁してあげたいが原資がない、という声があります。トップ企業には、そこまで見据えた転嫁を実施していただきたい。中小企業にも転嫁を働きかけてまいります。

特にBtoC取引で転嫁が難しいという声が多いです。消費者のデフレマインドの払拭、これが今年度の急務かと考えます。適正利潤を確保するために、「良いモノ、あるいは良いサービスには値がつく」のだという価値観を広く浸透させていく必要があります。この辺はメディアにもぜひ御協力をいただきたい。

また、巡り巡って最終的には自らの所得向上につながっていく運動であると、この宣言に参画する意義の明確化も必要かと思えます。既に補助金加点等でインセンティブはございますが、さらなる拡充を検討していただきたいと思えます。

3つ目は、業界やサプライチェーンの古い取引慣行の存置であります。全体の付加価値を高める観点で慣行の見直しを進めていただきたいと思えます。これは日本の風土特有でございますが、特に小規模企業、地方では相手の顔が見えてしまうので、昔からの付き合いということもあってなかなか体が動かないというところがございます。

日商では価格転嫁の成功事例の紹介、あるいは原価計算、採算可視化等の価格交渉力向上を伴走支援する中で、中小企業の意識改革を促し、各地商工会議所会頭、副会頭等にパートナーシップ構築宣言への参画を一層強く呼びかけてまいります。

資料の2ページ目を御覧ください。先ほど、十倉さんからお話がありましたように、本年1月に3年連続で経済3団体による共同要請を発出いたしました。各地でも取組は進んでおります。今月4日、東京商工会議所は価格転嫁推進東京大会を開催いたしました。公取からも初めて御参加をいただきました。価格転嫁を商習慣として定着させるべく、商工会議所を挙げて取り組んでまいりたいと思えます。

私からは以上です。

○赤澤内閣府特命担当大臣 ありがとうございます。

次に、連合の芳野会長からお願いいたします。

○芳野日本労働組合総連合会会長 ありがとうございます。芳野でございます。

資料6、意見書を提出させていただいております。2025春季生活闘争では、持続的な賃上げと格差是正が実現できる環境づくりとともに適切な価格転嫁、適正取引の取組強化が重要です。

そのためには、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の周知強化と浸透に取り組み、連合の取引適正化、価格転嫁に関するチェックリストを労使で活用しながら自社の取組状況の点検などを促します。

パートナーシップ構築宣言の拡大と実効性強化に向けては、公共調達部門で適切な価格転嫁が遅れています。公共入札などにおいて宣言済みの中小企業に加点措置をすることや、医療・介護・福祉分野も含めて労務費などの適切なコスト上昇を反映した予算設定を

図る必要があると考えます。

業界団体、企業の皆様には、行き過ぎたコスト削減を推進するような人事評価基準を見直すことや、労働組合が説明を求めた場合の適切な情報開示をお願いいたします。

連合としても、大企業と中小企業がお互いに価値を認め合い、共存共栄し、そこで働く方々が働きの価値に見合った労働条件を実現できるよう、引き続き協力してまいります。

以上でございます。

○赤澤内閣府特命担当大臣 ありがとうございます。

続いて、官邸側から御発言をお願いいたします。

最初に、青木官房副長官からお願いいたします。

○青木内閣官房副長官 春季労使交渉において、33年ぶりの高水準となった昨年の勢いで大幅な賃上げを実現し、さらにその流れを地方や中小企業まで広く波及させていくためには、価格転嫁を促進し、取引適正化を徹底することが重要でございます。

パートナーシップ構築宣言はそのための有効な手段であり、私が主宰する「中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」において、各業界団体の自主行動計画に宣言を行う旨を盛り込んでもらうよう要請し、自主行動計画を策定した団体のほぼ全てで御対応をいただいております。

今後、各事業所管省庁におかれましては、自主行動計画を策定している業界団体の役員企業において宣言が進むよう、団体・役員企業に対し働きかけをお願いいたします。この点は、次回の会議において各団体における役員企業の宣言状況をフォローアップしたいと考えております。

また、多くの取引先を抱える大企業をはじめ、宣言企業の拡大に向け、補助金等のインセンティブの拡充も重要です。経済産業省、中小企業庁の施策だけではなく、各事業所管省庁においてもさらなる拡充の検討をお願いいたします。

引き続き、政府一丸となって取引適正化に取り組んでまいりますので、皆様方の一層の御協力をお願いいたします。

○赤澤内閣府特命担当大臣 次に、矢田総理大臣補佐官、お願いいたします。

○矢田内閣総理大臣補佐官 物価上昇が続いておりますが、その中でそれを上回る賃上げを定着させるためには、中小企業において賃上げの原資を確保できるよう、何よりも価格転嫁を徹底することが必要不可欠であります。

本日の説明にもありましたとおり、宣言企業数は着実に増加し、また、宣言企業においては価格交渉、価格転嫁にしっかり取り組んでいただいていることも分かりました。このことは、労働者の皆様からも評価されているものと承知をしております。

これまでの皆様の取組に感謝を申し上げますとともに、今後とも産業界、労働界、そして政府が一丸となってさらなる宣言の普及と、そして、実効性の向上に努めていく必要があると考えます。

日本の中での古い商慣行との戦いでもあると思います。特に大企業、そして業界団体の役員企業、地域の中核的企業を中心に宣言がさらに拡大し、そして、何より実効性が上がるように、ぜひとも経団連、そして日商や関係省庁の皆様にはなお一層のお取組の強化をお願い申し上げます。

○赤澤内閣府特命担当大臣 それでは、皆様からの御発言は以上となります。

資料２－２のパートナーシップ構築宣言公表要領の改正についてですが、本会議での決議とし、その細かい表現ぶりなどについては本日の御意見を踏まえつつ、武藤大臣と私に御一任いただきたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

（異議なしの意思表示あり）

○赤澤内閣府特命担当大臣 ありがとうございます。

本日は、2023年12月に開催した前回会議のフォローアップを行うとともに、今後の取組について意見交換を行いました。

パートナーシップ構築宣言の重要性については、本日の議論でも改めて認識を共有できたと思います。今後とも、経団連、日商、そして連合の皆様を含め、それぞれの立場で宣言拡大と実効性向上に取り組んでいただくようよろしくお願いいたします。

先ほど青木副長官からもお話がありましたが、私から本日の議論を踏まえ、3点の御協力をお願いいたします。

1点目、関係省庁におかれては、大企業の宣言拡大に向けて、自主行動計画を策定している業界団体の役員企業の宣言が進むよう、所管の立場から働きかけを行ってください。

2点目、関係省庁において、補助金等のインセンティブの拡充について積極的な検討をお願いいたします。特に大企業の宣言拡大に資するような補助金や税制上の優遇措置について、重点的な検討をお願いいたします。

3点目、重層的なサプライチェーンにおける価格転嫁が進むよう、改正後の宣言のひな形について、経済界を含め幅広い啓発・普及の取組をお願いいたします。

賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行を確実なものとするため、皆様になお一段のお力添えをお願い申し上げます、私の締めくくりの御挨拶といたします。

それでは、本日はこれにて閉会いたします。お忙しいところ、誠にありがとうございました。